

消費税法等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例

目次

第1章 厚生福祉（第1条）

第2章 建設（第2条—第4条）

附則

第1章 厚生福祉

（春日部市立医療センター使用料及び手数料条例の一部改正）

第1条 春日部市立医療センター使用料及び手数料条例（平成17年条例第205号）の一部を次のように改正する。

（1）次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後				改正前			
（使用料） 第2条 （4） 死体検案料（文書料を含む。） 1件につき <u>5,500円</u> （7） 主治医以外の医師の意見（セカンドオピニオン）に係る診察料 1時間まで <u>11,000円</u> 、1時間を超えて30分までごとに <u>5,500円</u> を加算した額 別表第1（第2条関係）				（使用料） 第2条 （4） 死体検案料（文書料を含む。） 1件につき <u>5,400円</u> （7） 主治医以外の医師の意見（セカンドオピニオン）に係る診察料 1時間まで <u>10,800円</u> 、1時間を超えて30分までごとに <u>5,400円</u> を加算した額 別表第1（第2条関係）			
種別		使用料（1日につき）		種別		使用料（1日につき）	
		市民	市民外			市民	市民外
特別室	1床室	<u>12,650円</u>	<u>16,390円</u>	特別室	1床室	<u>12,420円</u>	<u>16,090円</u>
		11,500円	14,900円			11,500円	14,900円
個室A		<u>8,800円</u>	<u>11,440円</u>	個室A		<u>8,640円</u>	<u>11,230円</u>
		8,000円	10,400円			8,000円	10,400円
個室B		<u>8,800円</u>	<u>11,440円</u>	個室B		<u>8,640円</u>	<u>11,230円</u>
		8,000円	10,400円			8,000円	10,400円
個室C		<u>4,400円</u>	<u>5,720円</u>	個室C		<u>4,320円</u>	<u>5,610円</u>
		4,000円	5,200円			4,000円	5,200円
準個室	4床室 （1人につき）	<u>2,200円</u>	<u>2,860円</u>	準個室	4床室 （1人につき）	<u>2,160円</u>	<u>2,800円</u>
		2,000円	2,600円			2,000円	2,600円

別表第2（第3条関係）

種別	手数料（1件につき）	
	市民	市民外
普通証明書	<u>1,100円</u>	<u>1,430円</u>
普通診断書	<u>1,650円</u>	<u>2,140円</u>
特別証明書	<u>2,200円</u>	<u>2,860円</u>
特別診断書	<u>3,300円</u>	<u>4,290円</u>
死亡診断書	<u>2,200円</u>	<u>2,860円</u>
	2件目から <u>1,100円</u>	2件目から <u>1,430円</u>
特別死亡診断書	<u>7,700円</u>	<u>10,010円</u>

別表第2（第3条関係）

種別	手数料（1件につき）	
	市民	市民外
普通証明書	<u>1,080円</u>	<u>1,400円</u>
普通診断書	<u>1,620円</u>	<u>2,100円</u>
特別証明書	<u>2,160円</u>	<u>2,800円</u>
特別診断書	<u>3,240円</u>	<u>4,210円</u>
死亡診断書	<u>2,160円</u>	<u>2,800円</u>
	2件目から <u>1,080円</u>	2件目から <u>1,400円</u>
特別死亡診断書	<u>7,560円</u>	<u>9,820円</u>

第2章 建設

（春日部市道路占用料徴収条例の一部改正）

第2条 春日部市道路占用料徴収条例（平成17年条例第138号）の一部を次のように改正する。

（1）次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
<p>（占用料の額）</p> <p>第3条 占用料の額は、別表占用料の欄に定める金額に、法第32条第1項若しくは第3項の規定により許可をし、又は法第35条の規定により協議し、同意した占用の期間（電線共同溝に係る占用料にあつては、電線共同溝整備法第10条、第11条第1項若しくは第12条第1項の規定により許可をし、又は電線共同溝整備法第21条の規定により協議が成立した占用することができる期間（当該許可又は当該協議に係る電線共同溝への電線の敷設工事を開始した日が当該許可をし、又は当該協議が成立した日と異なる場合には、当該敷設工事を開始した日から当該占用することができる期間の末日までの期間）。以下「占用期間」という。）に相当する期間を同表占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額（その額が100円に満たない場合にあつては、100円）とする。ただし、占用期間が1月未満の場合においては、同表占用料の欄に定める金額に、当該占用期間に相当する期間を同表占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額に<u>100分の110</u>を乗じて得</p>	<p>（占用料の額）</p> <p>第3条 占用料の額は、別表占用料の欄に定める金額に、法第32条第1項若しくは第3項の規定により許可をし、又は法第35条の規定により協議し、同意した占用の期間（電線共同溝に係る占用料にあつては、電線共同溝整備法第10条、第11条第1項若しくは第12条第1項の規定により許可をし、又は電線共同溝整備法第21条の規定により協議が成立した占用することができる期間（当該許可又は当該協議に係る電線共同溝への電線の敷設工事を開始した日が当該許可をし、又は当該協議が成立した日と異なる場合には、当該敷設工事を開始した日から当該占用することができる期間の末日までの期間）。以下「占用期間」という。）に相当する期間を同表占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額（その額が100円に満たない場合にあつては、100円）とする。ただし、占用期間が1月未満の場合においては、同表占用料の欄に定める金額に、当該占用期間に相当する期間を同表占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額に<u>100分の108</u>を乗じて得</p>

た額（その額が100円に満たない場合にあつては、100円）とする。	た額（その額が100円に満たない場合にあつては、100円）とする。
-----------------------------------	-----------------------------------

（春日部市下水道条例の一部改正）

第3条 春日部市下水道条例（平成17年条例第156号）の一部を次のように改正する。

（1）次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
<p>（使用料）</p> <p>第28条</p> <p>2 使用料は、使用者が公共下水道に排除した汚水量に応じ、別表に定める基本料金及び超過料金の合計額に<u>100分の110</u>を乗じて得た額とする。ただし、1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。</p>	<p>（使用料）</p> <p>第28条</p> <p>2 使用料は、使用者が公共下水道に排除した汚水量に応じ、別表に定める基本料金及び超過料金の合計額に<u>100分の108</u>を乗じて得た額とする。ただし、1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。</p>

（春日部市水道事業給水条例の一部改正）

第4条 春日部市水道事業給水条例（平成17年条例第202号）の一部を次のように改正する。

（1）次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
<p>（分担金）</p> <p>第11条 給水装置の新設又は増径となる改造工事をしようとする者は、当該新設又は改造後のメーターの口径に応じ、次の表に定める金額に<u>100分の110</u>を乗じて得た額を分担金として納付しなければならない。</p> <p>（料金）</p> <p>第26条 料金は、別表に定める基本料金及び超過料金の合計額に<u>100分の110</u>を乗じて得た額とする。ただし、その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。</p>	<p>（分担金）</p> <p>第11条 給水装置の新設又は増径となる改造工事をしようとする者は、当該新設又は改造後のメーターの口径に応じ、次の表に定める金額に<u>100分の108</u>を乗じて得た額を分担金として納付しなければならない。</p> <p>（料金）</p> <p>第26条 料金は、別表に定める基本料金及び超過料金の合計額に<u>100分の108</u>を乗じて得た額とする。ただし、その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。</p>

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成31年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（道路の占用料に関する経過措置）

2 第2条の規定による改正後の春日部市道路占用料徴収条例第3条第1項の規定は、施行

日以後の道路の占用の許可に係る占用料について適用し、施行日前の道路の占用の許可に係る占用料については、なお従前の例による。

(公共下水道の使用料に関する経過措置)

3 第3条の規定による改正後の春日部市下水道条例第28条第2項の規定にかかわらず、施行日前から継続している公共下水道の使用で、施行日から平成31年10月31日までの間に使用料の支払を受ける権利が確定するものの当該確定した使用料(施行日以後初めて使用料の支払を受ける権利が確定する日が同月31日後である公共下水道の使用にあつては、当該確定した使用料のうち、施行日以後初めて支払を受ける権利が確定する使用料を前回確定日(その直前の使用料の支払を受ける権利が確定した日をいう。以下この項において同じ。)から施行日以後初めて使用料の支払を受ける権利が確定する日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から同月31日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分に対応する部分に限る。)については、なお従前の例による。

4 前項の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数が生じたときは、これを1月とする。

(給水装置の新設又は増径となる改造工事に係る分担金に関する経過措置)

5 第4条の規定による改正後の春日部市水道事業給水条例(次項において「改正後の給水条例」という。)第11条第1項の規定は、施行日以後に申込みのあった給水装置の新設又は増径となる改造工事に係る分担金について適用し、施行日前に申込みのあった給水装置の新設又は増径となる改造工事に係る分担金については、なお従前の例による。

(水道の料金に関する経過措置)

6 改正後の給水条例第26条の規定にかかわらず、施行日前から継続している水道の使用で、施行日から平成31年10月31日までの間に料金の支払を受ける権利が確定するものの当該確定した料金(施行日以後初めて料金の支払を受ける権利が確定する日が同月31日後である水道の使用にあつては、当該確定した料金のうち、施行日以後初めて支払を受ける権利が確定する料金を前回確定日(その直前の料金の支払を受ける権利が確定した日をいう。以下この項において同じ。)から施行日以後初めて料金の支払を受ける権利が確定する日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から同月31日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分に対応する部分に限る。)については、なお従前の例による。

7 前項の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数が生じたときは、これを1月とする。